

令和4年3月

# 伊那市議会定例会議案書

令和4年2月25日

令和4年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について……	4
議案第2号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について…	7
議案第3号	財産（建物）の譲与について……	10
議案第4号	市道路線の廃止、変更及び認定について……	11
議案第5号	市道路線の変更及び認定について……	13
議案第6号	市道路線の認定について……	16
議案第7号	市道路線の変更について……	17
議案第8号	市道路線の廃止について……	18
議案第9号	伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例……	19
議案第10号	伊那市特別職の職員の給与等に関する条例及び伊那市非常勤消防団 員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例…	20
議案第11号	伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	23
議案第12号	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例……	25
議案第13号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……	36
議案第14号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……	39
議案第15号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……	41
議案第16号	伊那市仕事と子育ての両立支援施設条例……	43
議案第17号	伊那市城下町観光交流施設条例……	48
議案第18号	伊那市横山バイクパーク施設条例……	53
議案第19号	伊那市山荘条例の一部を改正する条例……	58
議案第20号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……	60
議案第21号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……	62
議案第22号	伊那市屋外広告物条例……	64
議案第23号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……	76
議案第24号	伊那市公民館条例等の一部を改正する条例……	77
議案第25号	伊那市文化センター条例の一部を改正する条例……	80
議案第26号	伊那市財産区管理会条例……	81

議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	83
議案第28号	財産（建物）の譲与について……………	85
議案第29号	令和3年度伊那市一般会計第12回補正予算について……………	87
議案第30号	令和3年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について……………	88
議案第31号	令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算 について……………	89
議案第32号	令和3年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	90
議案第33号	令和3年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について……………	91
議案第34号	令和3年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第5回補正予算に ついて……………	92
議案第35号	令和3年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について……………	93
議案第36号	令和3年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	94
議案第37号	令和3年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	95
議案第38号	令和4年度伊那市一般会計予算について……………	96
議案第39号	令和4年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	97
議案第40号	令和4年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について……………	98
議案第41号	令和4年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	99
議案第42号	令和4年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	100
議案第43号	令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	101
議案第44号	令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	102
議案第45号	令和4年度伊那市水道事業会計予算について……………	103
議案第46号	令和4年度伊那市下水道事業会計予算について……………	104
議案第47号	令和4年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	105

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。
------	--	--	---

」を

「

産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。
環境	圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業に取り組む。
	圏域内における災	乙と連携して、圏	甲と連携して、圏

防 災	害対策を推進するための各種事業に取り組む。	域内における災害対策を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	域内における災害対策を推進するための各種事業に取り組む。
--------	-----------------------	-----------------------------------	------------------------------

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地  
長野県伊那市  
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地  
長野県上伊那郡箕輪町  
箕輪町長 印

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

南箕輪村との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。
------	--	--	---

」を

「

産業振興	圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内における担い手の確保や産業の活性化、農業・林業、観光の振興を推進するための各種事業に取り組む。
環境	圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業に取り組む。	乙と連携して、圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業の中心的な役割を担う。	甲と連携して、圏域内におけるごみの減量や資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、森林整備等によるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等環境保全に関する各種事業に取り組む。
	圏域内における災	乙と連携して、圏	甲と連携して、圏



防 災	害対策を推進するための各種事業に取り組む。	域内における災害対策を推進するための各種事業の中心的な役割を担う。	域内における災害対策を推進するための各種事業に取り組む。
--------	-----------------------	-----------------------------------	------------------------------

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地  
長野県伊那市  
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1  
長野県上伊那郡南箕輪村  
南箕輪村長 印

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

- (1) 所在地 伊那市高遠町上山田2348番地
- (2) 名称 下請共同作業施設
- (3) 構造規模 鉄骨造 平屋建て  
567.00平方メートル

- 2 譲与する相手先 東京都台東区秋葉原5番9号  
住化積水フィルム株式会社  
代表取締役 杉浦 一則

- 3 譲与する日 令和4年4月1日

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

下請共同作業施設を住化積水フィルム株式会社に譲与するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1791	大沼田線	高遠町長藤 6983番3先	高遠町長藤 7007番1先		メートル 322.9	メートル 4.0～5.0

## 変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
T-1582	栗田川端線1号	前	高遠町長藤 6299番先	高遠町長藤 7178番先		メートル 338.0	メートル 3.0～4.0
		後	高遠町長藤 6299番先	高遠町長藤 7028番3先		326.0	3.0～6.0
T-1583	栗田川端線2号	前	高遠町長藤 7185番先	高遠町長藤 6261番2先		421.3	1.0～3.0
		後	高遠町長藤 7192番4先	高遠町長藤 7196番2先		98.0	3.0
T-1839	原田線	前	高遠町長藤 6517番6先	高遠町長藤 6575番2先		525.3	2.5～5.0
		後	高遠町長藤 6516番先	高遠町長藤 6499番2先		361.0	2.5～6.0

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1906	原田2号線	高遠町長藤 6475番2先	高遠町長藤 7215番先		メートル 188.0	メートル 2.8~4.0

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、国道152号栗田～四日市場バイパスの整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の変更及び認定について

下記のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-2046	福島山際線	前	福島 640番5先	福島 1947番1先		メートル 1,008.2	メートル 1.5~3.8
		後	福島 640番5先	福島 1939番7先		728.2	1.5~3.8
I-2068	福島8号線	前	福島 601番3先	福島 618番3先		371.2	3.5~5.0
		後	福島 601番3先	福島 1942番8先		291.2	3.5~5.0
I-2447	福島36号線	前	福島 580番1先	福島 165番3先		130.7	3.0~3.7
		後	福島 580番1先	福島 619番2先		165.0	3.0~3.7
I-2092	野底六道線	前	野底 8375番124先	前原 8268番64先		756.7	2.5~7.0
		後	野底 8375番270先	前原 8268番64先		715.7	2.5~7.0
I-2430	野底六道原1号 線	前	野底 8357番1先	野底 8348番3先		200.0	3.0
		後	野底 8357番1先	野底 8250番1先		371.0	2.7~5.0
I-2111	野底南原3号線	前	野底 8377番3先	野底 8334番1先		398.5	3.5~4.5
		後	野底 8377番3先	野底 8371番4先		168.0	3.7~4.5

I-2230	上牧原7号線	前	上牧 8394番3先	野底 8343番1先		メートル 264.2	メートル 3.7
		後	上牧 8394番1先	野底 8343番1先		225.0	3.7~4.0
I-2130	上牧原11号線	前	前原 7404番内先	若宮 8428番1先		150.8	3.8~4.6
		後	前原 7404番2先	若宮 8429番1先		73.0	3.8~4.6

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2529	福島54号線	福島 169番3先	福島 1947番1先		メートル 129.0	メートル 2.0~2.2
I-2530	福島55号線	福島 612番1先	福島 618番3先		98.0	4.0
I-2531	野底南原4号線	野底 8338番3先	野底 8334番1先		173.0	3.5~4.0
I-2532	上牧原13号線	前原 7398番2先	若宮 8428番1先		41.0	3.8
I-2533	野底上牧側道1号線	野底 8363番2先	上牧 8418番1先		550.0	3.0~4.0
I-2534	野底上牧側道2号線	野底 8333番2先	上牧 8419番1先		570.0	2.8~4.0

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、国道153号伊那バイパスの整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-7425	大萱指定205 号線	西箕輪 8384番2先	西箕輪 8384番7先		メートル 84.0	メートル 6.2

令和4年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、宅地造成により整備された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。



## 市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-2141	若宮団地1号線	前	若宮 7460番1先	上牧 7530番252先		メートル 400.5	メートル 4.4~7.3
		後	若宮 7460番1先	若宮 7319番2先		305.5	4.4~5.7
I-2138	若宮団地4号線	前	若宮 7380番340先	若宮 7319番2先		140.6	3.7~6.1
		後	若宮 7380番340先	上牧 7530番252先		195.6	3.7~7.3

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、市営住宅若宮団地の整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

## 市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止及び変更を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-1538	高尾町 8 号線	山寺 2120 番先	山寺 2120 番先		メートル 26.5	メートル 3.0~3.1

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

上記の路線は、市営住宅高尾町団地の宅地造成に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊那市個人情報保護条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）の廃止に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特別職の職員の給与等に関する条例及び伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例(平成18年伊那市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

消防団	団長	222,000円		
	副団長	145,400円		
	分団長	99,600円		
	副分団長	66,700円		
	部長	56,200円		
	班長	28,800円		
	団員	20,100円		
鳥獣被害対策実施隊員		2,000円		

」を

「

鳥獣被害対策実施隊員	2,000円		
------------	--------	--	--

」に

改める。

(伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年伊那市条例第165号)の一部を次のように改正する。

第12条中「伊那市特別職の職員の給与等に関する条例(平成18年伊那市条例第37号)の定めるところによる」を「別表に定める額を支給する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 年額の報酬を受ける者が、その年度の中途において選任された場合にはその当月分から、退職し、辞職し、失職し、若しくは解職され、又は死亡した場合にはその当月分まで月割りによって計算した額の報酬を支給する。

第13条を次のように改める。

(報酬の支給制限)

第13条 前条の規定にかかわらず、その年度のうち全く職務に従事しない者には、その年度の報酬は、支給しない。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

1 年額報酬

職名		報酬の額
消防団	団長	222,000円
	副団長	145,400円
	分団長	99,600円
	副分団長	66,700円
	部長	56,200円
	班長	38,300円
	団員	36,500円

2 出動報酬

区分	報酬の額			備考
水火災又は地震等の災害その他市長が必要と認める場合	1回	2時間以下の場合	2,000円	
		2時間を超え4時間以下の場合	4,000円	
		4時間を超える場合	8,000円	
音楽隊演奏会	1回		1,500円	団長が許可した演奏会とする。
訓練	1回		1,000円	次の各号のいずれかに該当する訓練とする。 (1) 消防団本部が行う訓練 (2) 団長が必要と認めた方面隊又は分団が行う訓練

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

消防団員の報酬額の改定等を行うため、提案するものであります。

## 伊那市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険税条例（平成 18 年伊那市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 23 条中「法第 703 条の 5」を「法第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,510 円
  - イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,850 円
  - ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9,360 円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,700 円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額
- ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,320 円
  - イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,200 円
  - ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,520 円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,400 円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の伊那市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

##### (提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、太陽光発電設備の設置が防災上及び自然環境等に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、太陽光発電事業と地域との共生及び良好な自然環境等の保全を実現し、市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 自然環境等 自然環境、生活環境及び景観をいう。
- (3) 太陽光発電設備の設置に伴う造成等 太陽光発電設備の設置に伴う切土、盛土、埋土等の土地の造成その他土地の区画形質の変更及び木竹の伐採をいう。
- (4) 営農型太陽光発電設備 農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものをいう。
- (5) 設置者 太陽光発電設備を設置する事業を自ら行う者又は当該事業の発注者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電設備を設置する事業の用に供する区域をいう（事業区域内の建築物を含む。）。
- (7) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備を設置（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を含む。）する事業（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 発電出力が 1 0 キロワット以上（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した発電出力が 1 0 キロワット以上となる場合を含む。）の太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備を含む。）を設置するもの
  - イ 事業区域の面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超えるもの
  - ウ 事業区域内における土地の高低差が 1 3 メートルを超えるもの
- (8) 事業者 設置者及び事業施行者（設置者との契約により太陽光発電設備設置事業の施行を請け負う全ての者をいう。）をいう。
- (9) 地域住民等 事業区域の境界から水平距離 3 0 メートル以内の区域に土地若しくは建築物を所有する者若しくは居住する者、当該対象区域に係る自治会に居住する者又は事業により影響を受ける者であって市長が必要と認めたものをいう。
- (10) 所有者等 事業区域の土地又は建築物の所有者、占有者及び管理者をいう。

- (11) 事業計画 事業者が行う太陽光発電設備設置事業の計画をいう。
- (12) 許可事業者 第17条第1項の許可を受けた事業者（第19条第1項の変更の許可を受け、太陽光発電設備設置事業を譲り受けた者を含む。）をいう。
- (13) 設置工事 第17条第1項の許可を受けた太陽光発電設備設置事業に係る工事をいう。
- (14) 特定設備 第21条第1項の完了の検査の結果、市長が許可の内容に適合していると認めた太陽光発電設備設置事業に係る太陽光発電設備をいう。

（基本理念）

第3条 太陽光発電設備の設置等に当たっては、市民の長年にわたる努力により形成されてきた市民共通の財産である自然環境等及び貴重な資源を維持することができるよう努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、関係法令、この条例及び関係ガイドラインを遵守するとともに、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1) 太陽光発電設備の維持管理に要する費用

(2) 太陽光発電設備を撤去するために必要な費用その他事業の廃止に要する費用

（地域住民等の責務）

第6条 地域住民等は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業に対し、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 地域住民等は、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業に同意することと引換えに不当な利益を求めてはならない。

（所有者等の責務）

第7条 所有者等は、災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれのある事業者に対し、当該事業区域を使用させることのないよう努めなければならない。

（禁止区域）

第8条 市長は、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、太陽光発電設備設置事業の実施を認めない区域を禁止区域として指定するものとする。ただし、国又は地方公共団体が太陽光発電設備を設置する場合は、この限りでない。

2 前項の禁止区域は、次の各号のいずれかの区域とする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物、同法第57条第1項の規定により登録された建造物及び同法第

- 109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の保安林の区域
  - (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ及び同法第5条第2項第1号ロに規定する農地の区域（営農型太陽光発電設備の設置事業は除く。）
  - (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
  - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
  - (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
  - (8) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第30条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
  - (9) 伊那市文化財保護条例（平成18年伊那市条例第201号）第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第30条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
  - (10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域（太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。）
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて告示した区域（抑制区域）

第9条 市長は、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することができる。

2 前項の抑制区域は、次の各号のいずれかの区域とする。

- (1) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び同条第2項の洪水浸水想定区域
- (2) 文化財保護法第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地の区域
- (3) 前条第2項第2号、第8号及び第9号の区域の敷地境界線から水平距離30メートル以内の区域
- (4) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている森林のうち、前条第2項第3号の保安林の区域を除いた区域
- (5) 農地法第4条第6項第1号イに規定する農用地区域に規定する農地の区域
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園、同条第3号の国定公園及び同条第4号に規定する長野県立自然公園の区域
- (7) 前条第2項第5号の地すべり防止区域に準ずる区域
- (8) 前条第2項第6号の急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域

- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区及び同法第29条第1項の特別保護地区の区域
- (11) 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項の水道水源保全地区の区域
- (12) 伊那市景観条例（平成25年伊那市条例第40号）第6条に規定する伊那市景観計画により市街地に分類された区域
- (13) 伊那市景観条例第31条の景観形成住民協定の区域
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域  
（事前協議）

第10条 事業者は、規則で定めるところにより、太陽光発電設備設置事業に係る概要書（以下「事業概要書」という。）を提出し、市長と協議しなければならない。

2 事業者のうち、前条の抑制区域において太陽光発電設備設置事業を実施しようとする者（以下「抑制区域内事業者」という。）は、前項の事業概要書の提出後、規則で定めるところにより、当該事業の関係法令、この条例及び関係ガイドラインについて市長と協議しなければならない。

3 市長は、前2項の協議があったときは、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

（標識の設置）

第11条 事業者は、事業概要書の内容を地域住民等に周知するため、規則で定めるところにより、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に標識を設置しなければならない。

2 前項の標識を設置する期間は、前条第1項の協議を開始した日から第21条第2項の規定による通知を受けた日までとする。

（地域住民等への説明）

第12条 事業者は、規則で定めるところにより、地域住民等に対し説明会を開催する等事業計画の周知に必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

2 抑制区域内事業者は、地域住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間及び受け付ける場所を定め、これを周知しなければならない。

3 抑制区域内事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と協議しなければならない。

4 抑制区域内事業者は、見解書を交付し、及び協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（同意）

第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業に係る申請をする前に、次の各号に該当する者から、個人については署名捺印、法人等団体については署名捺印又は記名押印による同意を得なければならない。

- (1) 所有者等（所有者等が設置者の場合を除く。）
- (2) 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者、占有者及び管理者（事業区域と隣接する土地との間に幅員4メートルを超える道路又は河川がある場合を除く。）
- (3) 地域住民等で構成される自治会の代表者その他規則で定める者（以下「自治会等の長」という。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた個人又は組織等の代表者

2 事業者は、前項の同意を得たときは、当該同意を証する書類を市長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第14条 事業者は、事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、自治会等の長から求めがあったときは、協定を締結しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

（紛争の自主的解決）

第15条 事業者（第19条第3項において準用する第17条の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下同じ。）及び地域住民等は、相互の立場を尊重し、紛争（太陽光発電設備設置事業の実施に伴い、事業区域及びその周辺地域に生じるおそれのある災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の支障その他当該事業の実施に伴い生じる支障に関して、事業者と地域住民等との間で生じる争いをいう。以下同じ。）が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

（あっせん）

第16条 事業者又は地域住民等は、紛争が自主的な解決に至らないときは、規則で定めるところにより市長に対し、あっせん（紛争の当事者間における交渉や話し合いが円滑に進むように、間に入って取り持つことをいう。以下同じ。）の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるとき、その他市長があっせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、第30条の伊那市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないとき、又はあっせんを打ち切ることができる。

5 市長は、あっせんを打ち切ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当事者に通知するものとする。

（太陽光発電設備設置事業の許可）

第17条 事業者は、第10条第1項の規定による市長との協議を完了した日から起算して1年以内に、太陽光発電設備設置事業に係る許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次に掲げる事項が記載された書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- (2) 事業区域内における作業及び事故防止等に関する事項を総括する者（以下「現場管理者」という。）の氏名及び住所
- (3) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (4) 事業区域の所在地及び面積
- (5) 工事の設計内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う者は、第1項の許可申請書を市長に提出した後に行うものとする。（許可の基準等）

第18条 市長は、前条第1項の許可申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容が次の各号のいずれにも該当しているときでなければ、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 第13条の同意が得られていること。
- (2) 事業者及び現場管理者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 太陽光発電設備設置事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

イ 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

ウ 第24条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る伊那市行政手続条例（平成18年伊那市条例第20号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 過去に第24条第2項又は第25条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

オ 太陽光発電設備設置事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めた者

カ 未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員

- を含む。) がイからオまでのいずれかに該当する者
  - キ 法人でその役員又は規則で定める使用人 (以下「特定使用人」という。) のうちイからオまでのいずれかに該当するもの
  - ク 法人でイに規定する者がその事業活動を支配する者
  - ケ 個人で特定使用人のうちイからオまでのいずれかに該当するもの
- (3) 事業計画における次に掲げる事項が規則で定める基準に適合するものであること。
- ア 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
  - イ 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項
  - ウ 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項
  - エ 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項
  - オ その他市長が必要と認めた事項

(4) 関係法令、この条例及び関係ガイドラインに違反していないこと又は市長がこれらに違反していると判断する事由がないこと。

2 市長は、前条第1項の規定による許可に、災害の防止又は良好な自然環境等の保全上必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第19条 許可事業者は、第17条第1項で許可を受けた事業計画を変更 (当該事業を他者に譲渡する場合を含む。以下同じ。) しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第10条から第14条まで及び前2条の規定は、第1項の許可について準用する。ただし、第10条及び第11条の規定は、当該許可に係る事業計画の変更が事業区域及びその周辺地域の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から市長が必要と認めた場合に限り準用する。

(着手の届出)

第20条 許可事業者は、設置工事に着手するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第21条 許可事業者は、次の各号に該当したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受けなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の設置に伴う造成等が完了したとき。
- (2) 設置工事の概ね半分が完了したとき。
- (3) 設置工事の全てが完了したとき。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。

3 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、検査

の一部を、本市の職員以外の者に検査させることができる。

- 4 前項の検査において、費用を要したときは、許可事業者が負担するものとする。  
(保全義務)

第22条 特定設備の許可事業者及び所有者等は、災害の防止又は自然環境等の保全上の支障が生じないように、特定設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。

- 2 特定設備の許可事業者及び所有者等は、事業区域及びその周辺地域で災害等が発生したときは、速やかに特定設備を点検しなければならない。

- 3 特定設備の許可事業者及び所有者等は、前項による点検の結果、特定設備に異常等があったときは、当該特定設備の保全のために必要な措置を講じ、その内容を市長に報告しなければならない。

(事業の廃止)

第23条 許可事業者は、事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 許可事業者は、事業を廃止したときは、速やかに、太陽光発電設備を撤去しなければならない。

- 3 許可事業者は、太陽光発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着手時の状態に復旧することを原則とし、当該特定設備の撤去に伴い発生した廃棄物等は適正に処理しなければならない。

(許可の取消し)

第24条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項又は第19条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、第17条第1項又は第19条第1項の許可を受けたとき。  
(2) 第17条第1項又は第19条第1項の許可に付した条件に違反したとき。  
(3) 第17条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。  
(4) 1年以上引き続き設置工事を施行していないとき。  
(5) 第18条第1項第2号に掲げる要件を満たさないと認められるとき。  
(6) 第19条第1項の変更の許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

- 2 市長は、第17条第1項若しくは第19条第1項の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない太陽光発電設備設置事業について、許可事業者又は現場管理者に対し、当該事業の施行の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該事業の施行に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(改善命令)

第25条 市長は、特定設備又は事業区域の維持管理が適正になされておらず、又は極めて不完全であるために、災害が発生し、又は自然環境等に重大な影響を及ぼす



おそれがあると認めるときは、必要な限度において、特定設備の許可事業者又は所有者等に対し、相当の期限を定めて、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定設備の許可事業者又は所有者等に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者若しくは委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第27条 市長は、必要に応じ、次の各号に該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 第10条第1項(第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者

(2) 第12条第1項から第3項まで(これらの規定を第19条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じない者

(3) 第12条第1項及び第4項(これらの規定を第19条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(公表及び一時停止命令)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の氏名及び住所並びに違反又は勧告の内容を公表するとともに、特定設備の稼働の一時停止を命じることができる。

(1) 第24条第2項又は第25条の規定による命令に違反したとき。

(2) 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対し弁明の機会を付与しなければならない。

(国又は県への通知)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、設置者の氏名及び住所並びに違反又は勧告の内容を国又は県へ通知することができる。

(1) 第24条第2項又は第25条の規定による命令に違反したとき。

(2) 第27条の規定による勧告に従わないとき。

(伊那市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会)

第30条 市長は、第16条のあつせんを行う場合において、必要な事項を調査し、及び審議するため、伊那市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第16条第3項の規定に基づき、市長に意見を具申する。

3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第32条 正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第24条第2項又は第25条の規定による命令に違反した者

(2) 第27条の規定による勧告に従わない者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン（令和2年9月1日施行。以下「ガイドライン」という。）第6条の事前協議を済ませ、かつ、ガイドライン第7条の規定による住民等への説明を開始した事業（ガイドライン第12条の受理書の交付を受けた事業を含む。）については、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日から起算して3月以内に、ガイドライン第7条第3項の説明会等実施状況調書の作成及び第7条第4項の協定の締結が完了しなかった場合は、この条例の規定を適用する。

3 この条例の施行の際、現にガイドライン第3条第1号の規定による太陽光発電設備を除いた設備を設置する工事に着手した事業については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

太陽光発電設備の設置等に関して必要な規制等を行うため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を

「第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 4 章 雑則（第 53 条）

」に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項第 1 号中「児童福祉法第 24 条第 3 項」の次に「（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得

について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和４年２月２５日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和３年内閣府令第２３号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和３年内閣府令第５３号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条－第 49 条）」を

「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条－第 49 条）」を

第 6 章 雑則（第 50 条）」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第５２号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第５５号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



## 伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 22 年伊那市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

室町いきいき交流施設	伊那市荒井 3 6 8 5 番地 1
下県いきいき交流施設	伊那市美篤 5 2 1 1 番地 1
唐木いきいき交流施設	伊那市西春近 2 9 6 4 番地 3
駒美町いきいき交流施設	伊那市御園 1 1 5 1 番地 3
日影いきいき交流施設	伊那市日影 1 8 4 番地 1
水神町いきいき交流施設	伊那市山寺 1 5 5 6 番地 5
小出一区いきいき交流施設	伊那市西春近 1 9 8 番地
原勝間いきいき交流施設	伊那市高遠町勝間 1 3 0 0 番地 1
黒川いきいき交流施設	伊那市長谷黒河内 2 0 4 1 番地 5
前原いきいき交流施設	伊那市前原 7 4 0 7 番地 1
沢渡いきいき交流施設	伊那市西春近 4 9 3 5 番地 2
越道いきいき交流施設	伊那市高遠町上山田 8 8 2 番地 1
東方いきいき交流施設	伊那市西春近 3 7 番地 1
和手下いきいき交流施設	伊那市富県 1 6 1 0 番地 2

」を

「

和手下いきいき交流施設	伊那市富県 1 6 1 0 番地 2
-------------	--------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を地元へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市仕事と子育ての両立支援施設条例

(設置)

第1条 仕事と子育てを両立し、多様な働き方が可能な職場環境を創出するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、仕事と子育ての両立支援施設（以下「両立支援施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 両立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市仕事と子育ての両立支援施設

位置 伊那市富県7800番地1

(両立支援施設の用途)

第3条 両立支援施設に次の施設を置く。

(1) 共用施設（エントランスホール及び研修室のことをいう。以下同じ。）

(2) オフィス専用施設（貸オフィスのことをいう。）

(3) 飲食テナント施設

(指定管理者による管理)

第4条 両立支援施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、両立支援施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 両立支援施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) 両立支援施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、両立支援施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第6条 共用施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、共用施設の開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用対象者)

第7条 オフィス専用施設又は飲食テナント施設（以下「オフィス等」という。）を使用することができる者は、個人又は法人のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、指定管理者が使用させることが適当であると認めたものとする。

(1) 拠点となる事務所を有する者で、オフィス等において仕事と子育ての両立を支援する取組を行うことを予定しているもの。

(2) 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以後5年を経過していない者で、オフィス等において仕事と子育ての両立を支援する取組を行うことを予定しているもの。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に適当と認める者は、オフィス等を使用することができるものとする。

(使用の許可)

第8条 両立支援施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第9条 オフィス等の使用期間は、5年以内とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、使用期間を延長することができる。

(使用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 両立支援施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当と認めるとき。

(利用料金)

第11条 両立支援施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 オフィス等の使用者は、オフィス等の利用料金を毎月末までに納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(使用者の費用負担)

第14条 オフィス等において、次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 使用者が使用するオフィス等の光熱水費及び通信費

- (2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じたオフィス等の修繕等に要する費用
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が指定する費用
- (目的外使用等の禁止)

第15条 使用者は、許可を受けた目的以外に両立支援施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、両立支援施設に特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(物品の販売)

第17条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、両立支援施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を納期限までに納付しないとき。
- (5) 第10条各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、両立支援施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第21条 第4条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、両立支援施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が両立支援施設の管理を行う場合における第6条から第10条まで、第14条、第16条から第18条まで及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄

に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条及び第9条	指定管理者は、特に必要 があると認めるときは、 市長の承認を得て	市長は、特に必要がある と認めるときは
第7条、第8条、第10 条、第14条及び第16 条から第18条まで	指定管理者	市長
別表	(第11条関係)	(第22条関係)
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第22条 第11条の規定にかかわらず、市長が管理する両立支援施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 オフィス等の使用者は、オフィス等の使用料を毎月末までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第23条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第24条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めたとき。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

施設等利用料金

1 共用施設

区分	単位	利用料金
エントランスホール (貸切使用の場合)	1時間につき	300円
研修室	1時間につき	200円

2 オフィス専用施設

区分	利用料金（月額）
オフィス 1	43,000円
オフィス 2	43,000円
オフィス 3	34,000円

### 3 飲食テナント施設

区分	利用料金（月額）
飲食テナント	37,000円

### 4 附属設備

区分	単位	利用料金
映写関連機器	1回	500円
w e b 会議機器	1回	500円

### 5 冷房又は暖房

使用区分	単位	利用料金
エントランスホール	1時間につき	100円
研修室	1時間につき	50円

#### 備考

- 1 附属設備の利用料金の額は、1日を超えない期間を1回としたものとする。
- 2 オフィス専用施設又は飲食テナント施設の使用期間が1月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

#### （提案理由）

伊那市仕事と子育ての両立支援施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市城下町観光交流施設条例

(設置)

第 1 条 本市の観光の魅力を広く情報発信するとともに、市民と観光客との交流の場を提供することによる観光交流の振興を図り、地域経済の活性化に寄与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定により、城下町観光交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市高遠町観光案内所

位置 伊那市高遠町西高遠 1678 番地 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 交流施設の管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、交流施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 交流施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) 交流施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 交流施設の防災に係る警備に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、交流施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第 5 条 交流施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、交流施設の開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第 6 条 交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。



- (2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 交流施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 交流施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に交流施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(物品の販売)

第12条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 第7条各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、交流施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第16条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、交流施設の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が交流施設の管理を行う場合における第5条から第7条まで、第12条、第13条及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第6条、第7条、第12条及び第13条	指定管理者	市長
別表	(第8条関係)	(第17条関係)
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第17条 第8条の規定にかかわらず、市長が管理する交流施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めるとき。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

## 施設等利用料金

### 1 休憩・交流スペース等

使用区分	利用料金		
	午前	午後	1日
	午前9時から正午まで	正午から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
休憩・交流スペース1	500円	500円	1,000円
休憩・交流スペース2	1,000円	1,000円	2,000円
小会議室	500円	500円	1,000円
w e b 観光案内室	300円	300円	600円

#### 備考

- 1 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収して使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 2 物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 3 入場料を徴収し、かつ、物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の225に相当する額とする。
- 4 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額（1から3までの規定により増額された場合は、増額された額）の100分の200に相当する額とする。
- 5 1から4までの規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

### 2 冷房又は暖房

使用区分	利用料金		
	午前	午後	1日
	午前9時から正午まで	正午から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
休憩・交流スペース1	300円	300円	600円
休憩・交流スペース2	500円	500円	1,000円
小会議室	200円	200円	400円
w e b 観光案内室	100円	100円	200円

### 3 附属設備

区分	単位	利用料金
w e b 会議機器	1回	500円

備考 附属設備の利用料金の額は、1日を超えない期間を1回としたものとする。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市城下町観光交流施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市横山バイクパーク施設条例

(設置)

第1条 伊那市自転車活用推進計画に基づき、観光振興及び健康増進を図り、本市全体の地域振興につなげるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、伊那市横山バイクパーク施設（以下「バイクパーク」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 バイクパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市横山バイクパーク

位置 伊那市横山7277番地1412

(指定管理者による管理)

第3条 バイクパークの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、バイクパークにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) バイクパークの使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) バイクパークの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、バイクパークの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開場期間及び開場時間)

第5条 開場期間及び開場時間（以下「開場期間等」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、バイクパークの開場期間等を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 バイクパークを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3) バイクパークの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 バイクパークの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金の額を、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めによらない理由で使用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にバイクパークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、バイクパークに特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、バイクパークの使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 第7条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第16条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、バイクパークの管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長がバイクパークの管理を行う場合における第5条から第7条まで、第12条、第13条及び別表第2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第6条、第7条、第12条及び第13条	指定管理者	市長
別表第2	(第8条関係)	(第17条関係)
別表第2	利用料金	使用料

(使用料)

第17条 第8条の規定にかかわらず、市長が管理するバイクパークを使用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第19条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めによらない理由で使用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	開場期間	開場時間
バイクパーク	3月1日から11月30日まで	3月 午前10時から午後5時まで
		4月から9月まで 午前9時から午後6時まで

10月から11月まで  
午前9時から午後5時まで

備考 開場期間等内であっても、天候又はコースの状態により休場とする場合がある。  
別表第2（第8条関係）

区分				利用料金
バイクコース	1日券	初回	一般	4,500円
			小学生以下	3,500円
		2回目以降	一般	3,500円
			小学生以下	2,500円
	3時間券	2回目以降	一般	3,000円
			小学生以下	2,000円
	延長料金	1時間	500円	
エアバッグジャンプコース	1日券		1人	1,500円
全コース	年間券	2回目以降	一般	45,000円
			小学生以下	30,000円
附属設備	シャワー施設		1人	500円
専用使用	1日	平日		100,000円
		土日祝日		150,000円

備考

- 1 この表において一般とは、中学生以上の者をいう。
- 2 この表において初回とは、バイクパークを初めて使用することをいう。
- 3 3時間券及び年間券は、2回目以降から利用できる。
- 4 この表において平日とは、月曜日から金曜日までをいう。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝



(提案理由)

伊那市横山バイクパーク施設を設置するため、提案するものであります。

## 伊那市山荘条例の一部を改正する条例

伊那市山荘条例（平成 18 年伊那市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

塩見小屋	伊那市長谷浦 浦国有林 66 口林小班
鹿嶺高原雷鳥荘	伊那市長谷非持 3817 番地 1

」を

「

塩見小屋	伊那市長谷浦 浦国有林 66 口林小班
------	---------------------

」に

改める。

第 5 条第 1 項第 6 号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

西駒山荘、北沢峠 こもれば山荘、仙丈小屋、藪沢小屋及び塩見小屋利用料金

区分		利用料金
宿泊料	素泊まり	11,000 円
	1泊2食	15,000 円

備考 個室として利用した場合、宿泊料の 30 パーセント以内の割増料金を徴することができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

山荘の利用料金体系の改定及び施設の廃止をするため、提案するものであります。

## 伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成18年伊那市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表(3)の表中

「

フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	1,500円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	750円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	750円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	500円

」を

「

フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	3,000円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	1,500円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	1,500円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	1,000円
南アルプス雷鳥荘	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	4,000円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	2,000円
		1部屋	10,000円
	バーベキュー使用	1回	4,000円
駐車場使用	1台		1,000円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

鹿嶺高原キャンプ場の利用料金等を改定するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「		伊那市西箕輪 7200 番地 34	簡平	31.57	昭和 39 年度	20 戸		
		」を						
		「		伊那市西箕輪 7200 番地 34	簡平	31.57	昭和 39 年度	8 戸
				」に、				
		「		伊那市若宮 7317 番地	簡平	33.71	昭和 44 年度	32 戸
				」を				
		「		伊那市若宮 7317 番地	簡平	33.71	昭和 44 年度	24 戸
」に、								
「		伊那市若宮 7312 番地	簡平	54.10	昭和 53 年度	4 戸		
		」を						
「		伊那市若宮 7312 番地	簡平	54.10	昭和 53 年度	2 戸		
		」に、						
「		伊那市若宮 7311 番地 1	木造	39.71	令和 2 年度	6 戸 (高齢者向け住宅)		
		」を						
「		伊那市若宮 7311 番地 1	木造	39.71	令和 2 年度	6 戸 (高齢者向け住宅)		
		伊那市若宮 7306 番地 2	中耐	50.35	令和 3 年度	10 戸		
		伊那市若宮 7306 番地 2	中耐	57.64	令和 3 年度	10 戸		

	伊那市若宮7306番地2	中耐	64.93	令和3年度	10戸
--	--------------	----	-------	-------	-----

」に、

「

御園団地	伊那市御園199番地	簡2	43.50	昭和29年度	12戸
日影団地	伊那市日影548番地1	中耐	53.96	昭和48年度	24戸

」を

「

日影団地	伊那市日影548番地1	中耐	53.96	昭和48年度	24戸
------	-------------	----	-------	--------	-----

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

#### (提案理由)

若宮団地A棟を設置し、及び市営住宅の整備計画に従い使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市屋外広告物条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 広告物等の制限

第 1 節 広告物等表示禁止物件及び禁止広告物等（第 5 条－第 7 条）

第 2 節 広告物等規制地域（第 8 条－第 13 条）

第 3 節 許可の更新等（第 14 条－第 20 条）

第 3 章 監督（第 21 条－第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条）

第 5 章 罰則（第 29 条－第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の設置及びこれらの維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法の例による。

（広告物等の在り方）

第 3 条 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 広告物等は、これを表示し、設置し、又は管理する者（以下「広告物等の設置者等」という。）の責任において、修繕、補強、塗替えその他必要な管理により、良好な状態が保持されなければならない。

（伊那市景観計画との関係）

第 4 条 第 2 章の規定は、伊那市景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の景観計画をいう。以下同じ。）に即して定めるものとする。

第 2 章 広告物等の制限

第 1 節 広告物等表示禁止物件及び禁止広告物等

（広告物等表示禁止物件）

第 5 条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 橋

(2) 街路樹、路傍樹並びに道路上の柵及び駒止



- (3) 銅像及び記念碑
  - (4) 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
  - (5) 公衆電話ボックス
  - (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
  - (7) 電柱及び街路灯柱（規則で定める基準に適合する広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
  - (8) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のために必要があるものとして規則で定めるもの
- 2 市長は、前項第9号の規定による物件を定めようとするときは、伊那市景観条例（平成25年伊那市条例第40号。以下「景観条例」という。）第32条の伊那市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられたもの
  - (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
  - (3) 祭典、年中行事、冠婚葬祭その他慣例上、一時的に表示し、又は設置するもの
  - (4) 国又は地方公共団体が、公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
  - (5) 所有者又は管理者が、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、規則に定める基準に適合するもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると市長が認めるもの（禁止広告物等）
- 第6条 何人も、次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
  - (2) 破損し、汚染し、退色し、又は塗料等が剥離しているもの
  - (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
  - (4) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15以上の色を使用しているもの
  - (5) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用しているもの
  - (6) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていないもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止するために市長が表示等を禁止する必要があるものとして規則で定めるもの
- 2 市長は、前項第7号の規定による広告物等を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- （点検の義務）
- 第7条 広告物等の設置者等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危

害を及ぼすおそれを防止するため、規則で定めるところにより、広告物等の点検を行わなければならない。

- 2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、法第10条第2項第3号イの試験に合格した者又はその他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に行わせなければならない。

## 第2節 広告物等規制地域

(規制地域)

第8条 広告物等の表示又は設置を規制する地域又は場所として、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり定める。

- (1) 第1種規制地域は、次に掲げる地域又は場所をいう。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

イ 保安林

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土地の区域

エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された土地の区域

オ 景観条例第31条の景観形成住民協定（以下「景観形成住民協定」という。）のうち、規則で定める景観形成住民協定の区域

カ 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）から展望することができる範囲の地域のうち、規則に定める地域又は場所

キ 河川（河川法（昭和39年法律第167号）第4条に規定する河川をいう。）の付近の地域のうち、規則に定める地域又は場所

ク アからキまでに掲げるもののほか、規則に定める地域又は場所

- (2) 第2種規制地域は、次に掲げる地域又は場所をいう。ただし、前号に規定する地域又は場所を除く。

ア 景観条例第10条の規定により定める景観形成重点地区

イ 景観形成住民協定のうち、規則で定める景観形成住民協定の区域

ウ 道路から展望することができる範囲の地域のうち、規則に定める地域又は場所

エ 河川の付近の地域のうち、規則に定める地域又は場所

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則に定める地域又は場所

- (3) 第3種規制地域は、次に掲げる地域又は場所をいう。ただし、前2号に規定する地域又は場所を除く。

ア 景観形成住民協定のうち、規則で定める景観形成住民協定の区域

イ 道路から展望することができる範囲の地域のうち、規則に定める地域又は場所

ウ 河川の付近の地域のうち、規則に定める地域又は場所

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則に定める地域又は場所

(4) 第4種規制地域は、次に掲げる地域又は場所をいう。ただし、前3号に規定する地域又は場所を除く。

ア 伊那市景観計画における地域区分（面）のうち、「市街地」地域

イ アに掲げるもののほか、規則に定める地域又は場所

2 市長は、前項に定める地域若しくは場所の指定又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(許可等)

第9条 規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の基準（以下「許可基準」という。）は、規則に定めるものとする。

3 市長は、許可基準を変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第10条 次に掲げる広告物等については、前条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第5条第3項に掲げるもの

(2) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び広告物等の設置者等の住所並びに氏名を25平方センチメートルの範囲内に明示し、表示期間が30日を超えないもの

(3) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝又は告知のためにするもの

イ 会合その他催物に関するもの

ウ はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(4) 道路工事その他の工事における安全の確保又は公衆の利便の増進を図る目的で、一時的に表示し、又は設置するもので、工事用の案内標識その他これらに類するもの

(5) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示し、又は設置するもの（以下「自己用広告物等」という。）で、規則に定める基準に適合するもの

(6) 自己用広告物等以外の広告物等で、規則に定める基準に適合するもの

(特例措置)

第11条 第5条第1項第9号又は第6条第1項第7号に規定する広告物等に該当した場合、現に適法に表示され、又は設置されていたものについては、当該指定の日から5年間は、第5条第1項又は第6条第1項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

2 市長は、第9条第1項の規定による許可の申請のあった広告物等が許可基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるとき、又は良好な景観の形成若しくは風致の維持に特に寄与すると認めるときは、審議会の意見を聴き、当該許可基準を緩和することができる。

3 前項の措置を受けようとする者は、規則に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

4 前項の許可を受けたものは、第9条第1項の許可を受けたものとみなす。

(許可証の交付等)

第12条 市長は、第9条第1項の規定による許可、第14条第1項の規定による許可又は第15条第1項の規定による許可（以下「この条例による許可」という。）をしたときは、その者に対し、規則に定めるところにより、許可証を交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等については、規則に定めるところにより、当該広告物等に許可済の印を押すことをもってこれに代えることができる。

2 前項ただし書の許可済の印によることが困難であると認められるものについては、当該広告物等に規則に定める事項を記載することをもってこれに代えることができる。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

(許可の条件及び期間)

第13条 市長は、この条例による許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年（規則で定める広告物等にあつては、6月）を超えることができない。

### 第3節 許可の更新等

(変更等の許可)

第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、若しくは改造し、又は移転しようとするとき（当該許可に係る広告物等を廃止するときを除く。）は、規則に定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更又は改造については、この限りでない。

2 第9条第2項、第12条及び第13条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の更新)

第15条 第13条第2項に規定する許可の期間満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則に定めるところにより、当該許可の更新を受けなければならない。

2 第9条第2項、第12条及び第13条の規定は、前項の許可の更新について準用する。

(点検結果の報告)

第16条 前条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、第7条第1項

の点検の結果を報告しなければならない。

(廃止等の届出)

第17条 この条例による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実の生じた日から10日以内に、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) この条例による許可を受けた広告物等の表示又は設置を廃止したとき。
- (2) 譲渡その他の理由により、この条例による許可を受けた者の地位が承継されたとき。
- (3) この条例による許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地が変更になったとき。

(許可の取消し)

第18条 市長は、この条例による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第13条第1項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 第14条第1項の規定に違反したとき。

(許可の失効)

第19条 この条例による許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該効力を失う。

- (1) 許可の期間を満了したとき。
- (2) 第17条第1号の規定による廃止の届出があったとき。

(除却義務)

第20条 広告物等の設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- (1) 広告物等の表示又は設置の必要がなくなったとき。
- (2) 第18条の規定により当該許可が取り消されたとき。
- (3) 前条の規定により当該許可が効力を失ったとき。

### 第3章 監督

(除却命令等)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (3) 第14条第1項の規定に違反して、広告物等を変更し、若しくは改造し、又は移転した者
- (4) 第15条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置している者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第13条第1項の規定により付された許可の条件に違反した者

3 市長は、法第7条第2項の規定により屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上を期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(保管した広告物等の告示)

第22条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 当該広告物等の名称又は種類及び数量

(2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日

(3) 当該広告物等の保管場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について、保管物件一覧簿を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。

(保管した広告物等の売却)

第23条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前条第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に応じて当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比して、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物等 3月

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告物等 2週間

2 前項の広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 第1項の規定により保管した広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

(保管した広告物等の返還)

第24条 市長は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金（以下「売却した代金」という。）を含む。）を当該広告物等の設置者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

る。

2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

(報告及び立入検査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の設置者等に対し、広告物等に関し報告をさせ、又は資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、広告物等の存する土地又は建物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、規則に定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第26条 広告物等の設置者等について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者になつた者に対してしたものとみなす。

(公表)

第27条 市長は、第5条第1項及び第3項、第6条第1項、第8条第1項、第9条第2項若しくは第10条の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

(補則)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第29条 第21条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置をとらなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第9条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

(3) 第14条第1項の規定に違反して、広告物等を変更し、若しくは改造し、又は移転した者

(4) 第15条第1項の規定に違反して、広告物等を表示し、又は設置した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかつた者

(2) 第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 審議会の意見の聴取その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の規定により許可を受け、現に存在する広告物等については、その許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

(伊那市手数料徴収条例の一部改正)

4 伊那市手数料徴収条例（平成18年伊那市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

2	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	2,900円		
3	屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の規定に基づく許可又は許可の更新	広告板類	面積2平方メートル未満のもの	1個につき	800円
		広告塔類		1個につき	1,300円
		広告幕類 立看板類 アーチ類	面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき	2,100円
		面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき	2,100円	



	方メートル未満のもの	
	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの	1個につき 4,100円
	面積15平方メートルを超えるもの	1個につき、4,100円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額
特殊装置のもの (ネオンサイン、イルミネーション等)	面積5平方メートル未満のもの	1個につき 1,500円
	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 2,300円
	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの	1個につき 4,500円
	面積15平方メートルを超えるもの	1個につき、4,500円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額
	アドバルーン	1個につき 3,200円
	はり紙 はり札	10枚(10枚未満の端数があるときは、10枚に切り上げる。)につき 100円

」を

「

2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定に基づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1件につき 2,900円
--	--------------

」に

改める。

別表第3中

10 伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成29年伊那市条例第24号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件につき 180,000円
11 前各号のいずれにも該当しない証明	1件につき 300円

」を

10 伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成29年伊那市条例第24号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査	1件につき 180,000円																						
11 伊那市屋外広告物条例（令和4年伊那市条例第号）の規定に基づく許可又は許可の更新	<table border="1"> <tr> <td>広告板類</td> <td>面積2平方メートル未満のもの</td> <td>1個につき 800円</td> </tr> <tr> <td>広告塔類</td> <td>面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの</td> <td>1個につき 1,300円</td> </tr> <tr> <td>広告幕類</td> <td>面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの</td> <td>1個につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>立看板類</td> <td>面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの</td> <td>1個につき 4,100円</td> </tr> <tr> <td>アーチ類</td> <td>面積15平方メートルを超えるもの</td> <td>1個につき、4,100円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの</td> <td>面積5平方メートル未満のもの</td> <td>1個につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの</td> <td>1個につき 2,300円</td> </tr> <tr> <td>面積10平方メートル以上15</td> <td>1個につき 4,500円</td> </tr> </table>	広告板類	面積2平方メートル未満のもの	1個につき 800円	広告塔類	面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき 1,300円	広告幕類	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 2,100円	立看板類	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの	1個につき 4,100円	アーチ類	面積15平方メートルを超えるもの	1個につき、4,100円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの	面積5平方メートル未満のもの	1個につき 1,500円	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 2,300円	面積10平方メートル以上15	1個につき 4,500円
	広告板類	面積2平方メートル未満のもの	1個につき 800円																				
	広告塔類	面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき 1,300円																				
	広告幕類	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 2,100円																				
	立看板類	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの	1個につき 4,100円																				
	アーチ類	面積15平方メートルを超えるもの	1個につき、4,100円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額																				
	動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するもの	面積5平方メートル未満のもの	1個につき 1,500円																				
		面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 2,300円																				
面積10平方メートル以上15		1個につき 4,500円																					

	平方メートル以下のもの	
	面積15平方メートルを超えるもの	1個につき、4,500円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加えた額
	アドバルーン	1個につき 3,200円
	広告旗	1枚につき 100円
	はり紙 はり札	10枚（10枚未満の端数があるときは、10枚に切り上げる。）につき 100円
12	前各号のいずれにも該当しない証明	1件につき 300円

」に

改める。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

屋外広告物に関して良好な景観の形成に向け必要な規制等を行うため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市公民館条例等の一部を改正する条例

(伊那市公民館条例の一部改正)

第 1 条 伊那市公民館条例（平成 18 年伊那市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

西春近公民館	伊那市西春近 5 1 3 8 番地 1
--------	---------------------

」を

「

西春近公民館	伊那市西春近 5 1 4 6 番地 2
--------	---------------------

」に

改める。

別表第 3 の 1 施設使用料の(7) 西春近公民館を次のように改める。

(7) 西春近公民館

		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
講堂	平日	4,700円	6,500円	8,800円	10,300円	14,900円	19,200円
	土日祝日	5,400円	7,400円	10,100円	11,800円	16,900円	21,900円
研修室 1		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
研修室 2		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
和室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
実習室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
創作室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
プレイルーム		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円

(伊那市役所支所設置条例の一部改正)

第 2 条 伊那市役所支所設置条例（平成 18 年伊那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

伊那市役所西春近支所	伊那市西春近5138 番地1	西春近の区域
------------	-------------------	--------

」を

「

伊那市役所西春近支所	伊那市西春近5146 番地2	西春近の区域
------------	-------------------	--------

」に

改める。

(伊那市地域自治区条例の一部改正)

第3条 伊那市地域自治区条例(平成18年伊那市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

西春近地域自治区事務所	伊那市西春近5138 番地1	西春近地域自治区の区域
-------------	-------------------	-------------

」を

「

西春近地域自治区事務所	伊那市西春近5146 番地2	西春近地域自治区の区域
-------------	-------------------	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和4年5月2日から施行する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

西春近公民館及び西春近支所の移転に伴い、位置及び公民館施設使用料の規定等の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市文化センター条例の一部を改正する条例

伊那市文化センター条例（平成 18 年伊那市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第 6 条関係）」を「（第 8 条関係）」に、「暖房料」を「冷房・暖房料」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

冷房設備の使用料を定めるため、提案するものであります。



## 伊那市財産区管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 次に掲げる財産区に財産区管理条例（以下「管理条例」という。）を置き、財産区管理条例委員（以下「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。

財産区名	委員定数
伊那市藤沢財産区	7人
伊那市北原財産区	4人
伊那市長藤財産区	7人

(委員の選任)

第3条 委員は、伊那市の議会の議員の被選挙権を有する者（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから、当該区域内の住民の自治組織の推薦に基づき市長が選任する。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(失職)

第4条 委員が被選挙権を有する者でなくなったときは、その職を失う。

(会長)

第5条 管理条例に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、管理条例を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 管理条例は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数から会議の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 管理条例は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 管理条例の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 管理条例の議事の運営に関し必要な事項は、管理条例が別に定める。

(管理条例の同意を要する事項)

第7条 財産区の財産の管理又は処分で、管理条例の同意を得なければならないものは、次のとおりとする。

(1) 財産の全部を処分すること。

(2) 財産の価値又は利用価値を減少する処分をすること。

- (3) 財産の全部又は一部について、形態を変更する処分をすること。
- (4) 財産の管理計画を定め、又は変更すること。
- (5) 使用料、加入金又は分担金に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) この条例の改廃に関すること。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理会の同意を得て、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

財産区議会を廃止し、財産区管理会を設置するため、提案するものであります。

## 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
丸山 敦	昭和 31 年 9 月 6 日	長野県伊那市高遠町上山田 261 番地	新任

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

伊藤のり子委員が令和 4 年 3 月 31 日をもって辞任することに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

まる やま あつし  
丸 山 敦

昭和 3 1 年 9 月 6 日 生 (満 6 5 歳)

本 籍 長 野 県 伊 那 市 高 遠 町 上 山 田 2 6 1 番 地

住 所 長 野 県 伊 那 市 高 遠 町 上 山 田 2 6 1 番 地

## 最 終 学 歴

昭 和 5 2 年 3 月 日 本 電 子 専 門 学 校 情 報 工 学 部 卒 業

## 職 歴

自	昭 和 5 2 年	4 月	伊 那 市 職 員
至	平 成 2 9 年	3 月	
自	平 成 2 9 年	4 月	伊 那 市 嘱 託 職 員
至	令 和 2 年	3 月	
自	令 和 2 年	4 月	伊 那 市 会 計 年 度 任 用 職 員
至	令 和 3 年	3 月	
自	令 和 3 年	4 月	伊 那 市 振 興 公 社 職 員
至	現	在	

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

- (1) 所在地 伊那市荒井3685番地1
- (2) 名称 室町いきいき交流施設
- (3) 構造規模 木造 平屋建て  
182.18平方メートル ほか12棟  
(別記のとおり)

2 譲与する相手先 伊那市荒井3685番地1

- 室町町内会
- 代表 久保村 覚衛 ほか12団体  
(別記のとおり)

3 譲与する日 令和4年4月1日

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を地元へ譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産（建物）の一覧

譲与する建物			譲与する相手先
所在地	名称	構造規模	
伊那市荒井3685番地1	室町いきいき交流施設	木造 平屋建て 182.18㎡	伊那市荒井3685番地1 室町町内会 代表 久保村 覚衛
伊那市美篤5211番地1	下県いきいき交流施設	木造 平屋建て 99.37㎡	伊那市美篤5135番地1 下県区 代表 伊藤 幸男
伊那市西春近2964番地3	唐木いきいき交流施設	木造 平屋建て 99.37㎡	伊那市西春近2536番地 小出島区 代表 春日 郁夫
伊那市御園1151番地3	駒美町いきいき交流施設	木造 平屋建て 122.56㎡	伊那市御園1151番地3 駒美町常会 代表 岡田 敏雄
伊那市日影184番地1	日影いきいき交流施設	木造 平屋建て 117.59㎡	伊那市日影184番地1 日影町内会 代表 五味 紀雄
伊那市山寺1556番地5	水神町いきいき交流施設	木造 2階建て 168.93㎡	伊那市山寺1556番地5 水神町町内会 代表 北原 富士雄
伊那市西春近198番地	小出一区いきいき交流施設	木造 平屋建て 216.13㎡	伊那市西春近198番地 小出一区 代表 唐木 渡
伊那市高遠町勝間1300番地1	原勝間いきいき交流施設	木造 平屋建て 117.05㎡	伊那市高遠町勝間1300番地1 原勝間常会 代表 中原 進
伊那市長谷黒河内2041番地5	黒川いきいき交流施設	木造 平屋建て 71.42㎡	伊那市長谷黒河内2041番地5 黒川組 代表 黒河内 浩人
伊那市前原7407番地1	前原いきいき交流施設	木造 平屋建て 306.39㎡	伊那市前原7407番地1 前原区 代表 高山 タカシ
伊那市西春近4935番地2	沢渡いきいき交流施設	木造 平屋建て 130.80㎡	伊那市西春近4935番地2 沢渡区 代表 下澤 一夫
伊那市高遠町上山田882番地1	越道いきいき交流施設	木造 平屋建て 122.55㎡	伊那市高遠町上山田882番地1 越道常会 代表 武村 友明
伊那市西春近37番地1	東方いきいき交流施設	木造 平屋建て 117.59㎡	伊那市西春近37番地1 東方地区 代表 小林 智

令和 3 年度伊那市一般会計第 1 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計第 1 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



令和 3 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 5 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 5 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和3年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和4年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和4年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝



令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 4 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和4年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和4年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年2月25日提出

伊那市長 白鳥 孝



令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 25 日提出

伊那市長 白 鳥 孝